

令和3年第4回長与町議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 令和3年12月 7日

本日の会議 令和3年12月16日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 八木亮三議員	2番 松林敏議員	3番 西田健議員
4番 浦川圭一議員	5番 中村美穂議員	6番 安部都議員
7番 内村博法議員	8番 安藤克彦議員	9番 金子恵議員
10番 岩永政則議員	11番 堤理志議員	12番 河野龍二議員
14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員	16番 山口憲一郎議員

欠席議員

13番 吉岡清彦議員

職務のため出席した者

議会事務局 長	富永正彦君	議事課 長	青田浩二君
係 長	江口美和子君	主 査	山田 傑君

説明のため出席した者

町 長	吉田慎一君	副 町 長	鈴木典秀君
教 育 長	勝本真二君	総 務 部 長	日名子達也君
企画財政部長	森川寛子君	建設産業部長	山口新吾君
住民福祉部長	栗山浩二君	健康保険部長	志田純子君
水道局長	田中一之君	会計管理者	宮崎伸之君
教育次長	山本昭彦君	秘書広報課長	中村元則君
契約管財課長	和田弘君	財政課長	木須紀彦君
土木管理課長	山崎昇君	福祉課長	山口聡一朗君
こども政策課長	宮司裕子君		

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 11時20分

令和3年第4回長与町議会定例会  
議事日程（第5号）

令和3年12月16日（木）  
午前9時30分 開議

日程	議案番号	件名	備考
1	67	長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例	※総務
2	68	令和3年度長与町一般会計補正予算（第9号）	※総務 ※産業
3	69	令和3年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	※総務
4	70	令和3年度長与町下水道事業会計補正予算（第2号）	※産業
5	71	定林橋側道橋上部工工事請負契約の締結について	
6	—	委員会の閉会中の継続調査申し出	

※付託された委員会

令和3年第4回長与町議会定例会  
追加議事日程（第5号の追加1）

令和3年12月16日（木）

日程	議案番号	件名	備考
1	72	令和3年度長与町一般会計補正予算（第10号）	

○議長（山口憲一郎議員）

皆さんおはようございます。会議に入ります前に、議員の皆様にお知らせいたします。本日は広報用に写真撮影をあらかじめ許可していますので、御了承願います。

委員会審査、大変お疲れさまでした。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1、議案第67号長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。ただいま議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

○9番（金子恵議員）

皆さんおはようございます。令和3年第4回12月議会において、総務厚生常任委員会に付託されました議案第67号長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例について報告いたします。審査日は令和3年12月13日。委員全員出席の下、説明員として関係所管管理職、その他関係職員を招き審査をいたしました。その内容ですが、健康保険法施行令などの一部を改正する政令の施行に伴い所要の改正を行うもので、国民健康保険の被保険者が出産したときに、世帯主へ支給する出産育児一時金の金額を現行の40万4,000円から40万8,000円に改めるものである。現在、出産育児一時金については、出産育児一時金と産科医療補償制度の掛金を合計して42万円を支給している。しかし、産科医療補償制度の掛金が、令和4年1月1日より1万6,000円から1万2,000円に引き下げられるが、出産育児一時金の総額42万円は維持することとなったため、改正が必要となった。以上の説明がありました。主な質疑として、産科医療補償制度の掛金が減額になった背景は何かに対し、この補償制度については、日本医療機能評価機構が運営をしている。支給見込みに対し、保険料を出産する本人が幾ら負担するかをここが算定して保険料を設定していたが、過去の支給実績が見込みよりも少なかったため、お金が余っているような状況になっているということから、今回1万6,000円から自己負担額が1万2,000円に改正になったという答弁でした。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。以上報告します。

○議長（山口憲一郎議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第67号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第1、議案第67号長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第68号令和3年度長与町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。ただいま議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

#### ○9番（金子恵議員）

続きまして、議案第68号令和3年度長与町一般会計補正予算（第9号）の総務厚生常任委員会に分割付託された部分についての報告を行います。提案理由の主な内容は、今回の補正は歳入歳出それぞれ3億546万3,000円を追加して、補正後の総額を153億4,928万1,000円とするもの。歳入の主なものは、14款衛生費国庫負担金では新型コロナウイルスワクチン接種に係る費用4,306万4,000円を計上。また、衛生費国庫補助金1,851万4,000円は新型コロナウイルスワクチン接種体制確保、健診結果のマイナンバー連携などに係る費用として計上。17款寄附金200万円は子育て支援環境の整備を図るため、ベビー用品貸出事業の拡充を図る目的から企業版ふるさと納税寄附金を計上。歳出の主なものは、4款衛生費、感染症予防費の委託料5,449万3,000円は3回目のワクチン接種に係る費用として計上。健康増進費303万円は、健診結果をマイナンバーと連携するための健康管理システム改修委託料として計上、以上の説明がありました。

主な質疑として、総務部では例規整備に係る委託料が計上されているがどのような内容かに対し、上位法が改正された場合に条例、規則、要綱などへの影響などを調査。条例の改正案の提案、条例改正に伴う勉強会をしてもらおうとの答弁でした。次に、上位法改正で提案される条例は他市町とそう変わりはない。その場合に各市町がそれぞれ単独で委託を行ってまでする必要があるのか。近隣市町との共同も可能と思うが検討はしているのかという質疑に対し、広範囲にわたって影響してくるため職員だけで対応するのは厳しい。制度設計は市町によって異なるので、職員は制度設計に従事し、実際に条例のどこまで影響するかという点は委託するという答弁でした。次に住民福祉部に関して、企業版ふるさと納税寄附金の内容は何かに対し、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対し企業が寄付を行った場合、法人関係税から税額を控除する仕組みとなっており、地方創生のさらなる充実や強化に向け行くとされている。今回、子ども関係への寄付ということで高田保育所の遊具購入、ベビー用品貸出事業の拡充など5つの事業に充当したとの答弁でした。次に、一般備品で計上している遠隔手話に使うタブレットはどのように利用するのかに対し、常駐している手話通訳士が利用する。町内在住の視聴覚障害者と手持ちの携帯電話などを利用して、LINEでお互いに顔を見ながら通話できるようなものを想定しているとの答弁でした。次に、日曜日に開いているマイナンバーカード受け付けは1日当たり何人かという問いに対し、年度当初は100人ほどだった。夏場は減少したが、最近国が推進していることから約50人の来庁があるとの答弁でした。次に、健康保険部につきましては、健康管理システム改修委託料はマ

イナンバーカードと連携するとなっているが、どのようにするのかという質疑に対し、令和4年6月から健康管理システムに特定健診や健診結果などを連携するようになる。また、がん検診など全てを連携して、住民が転入転出した後も以前の検診と比較ができるようにするため連携するとの答弁でした。次に、新型コロナウイルス感染症が中心になっているが、今年から来年にかけてのインフルエンザの動向などは国から報告はないのか。また、町としてどのように対策を取っているのかに対し、国からの報告は来ていない。定期的には医療機関で今年10月からインフルエンザ予防接種が始まっているとの答弁でした。会場設営委託料は何かの質疑に対し、3回目の集団接種において実施する健康センターと町民体育館の設営委託料として計上しているとの答弁でした。また、企画財政部、会計課の審査を行いました、特記すべき質疑はありませんでした。以上、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。以上報告します。

○議長（山口憲一郎議員）

これから総務厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。続けて報告を求めます。産業文教常任委員長。

○12番（河野龍二議員）

それでは、議案第68号令和3年度長与町一般会計補正予算（第9号）、産業文教常任委員会に所管する部分についての審査報告を行います。審査日は令和3年12月13日、吉岡委員欠席のみで、ほかの委員は全員出席の下、説明員として関係管理職並びに職員を招き審査を行いました。提案理由の主な内容は、建設産業部では、産業振興課の歳入では、ふるさと長与応援寄附金7,000万円の増額。当初8,000万円と見込んでいたが、前年度との伸びを比較し寄付見込み額を1億5,000万円に。歳出では、ふるさと長与応援寄附金に関連する経費に伴う増額。土木管理課では第2表繰越明許費の河川費、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業3,220万円は事業採択後に調査設計業務及び工事となり、年度内完成が困難なことから翌年度へ繰り越し。また第4表では、がけ崩れ対策事業の起債限度額を720万円追加。歳入では、県補助金2,415万円を増額、土木債720万円を増額。いずれも8月豪雨で発生したがけ崩れ対策工事費に充当。歳出では、がけ崩れ対策に係る委託料1,180万6,000円、工事費2,039万4,000円の計上。そのほか道路台帳に係る費用390万円。教育委員会では、教育総務課、学校教育課の歳入では、長与第二中学校校舎屋上防水工事に伴う中学校施設整備事業債3,840万円の増額。歳出では、新型コロナウイルスの影響により渡航延期になっていた外国語指導助手2名の渡航費用不足などに32万円、長与第二中学校校舎屋上防水工事に係る費用4,983万円を計上。生涯学習課では、歳出で産休に入る職員の代替費用に係る経費を計上と説明を受け、審査に入りました。

主な質疑では、ふるさと長与応援寄附金は昨年度と同じくらいになるのかに対し、令

和2年度が9,800万円ほどだったので4割ほど増える予想。増えた要因はに対し、返礼品が増えたことや定期便、商品の組み合わせ、農産物の追加もあり、寄付の増額となっていると思う。質疑、がけ崩れ対策工事費が繰越明許費と同時に計上されているが工期の設定はに対し、現地の分筆や測量、土壌調査などで測量設計委託が来年5月頃になる予定。工事は全て繰り越しとなり、来年度末までの工期を考えている。質疑、第二中学校校舎は雨漏りで使えない教室があると聞いているが、現状はどうなっているのかに対し、教室を替えて授業を行っている。質疑、外国語指導助手の渡航に対する新型コロナウイルスの対策はに対し、入国後JETプログラムが用意したバスで移動、指定の宿泊療養施設で2週間待機し、その間も検査と体調管理を確認し本町に来た。以上のような質疑が行われ、全会一致で可決すべきものと決しました。以上報告いたします。

#### ○議長（山口憲一郎議員）

これから産業文教常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第68号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第2、議案第68号令和3年度長与町一般会計補正予算（第9号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第69号令和3年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。ただいま議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

#### ○9番（金子恵議員）

それでは、議案第69号令和3年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について報告をいたします。提案理由の主な内容は、歳入歳出それぞれ1億955万8,000円を追加し、補正後の総額を41億6,103万9,000円とするもの。歳入では、3款保険給付費等交付金は、保険給付費の増額に伴い普通交付金を1億955万8,000円増額計上。歳出では、2款一般被保険者療養給付費6,545万5,000円及び一般被保険者療養費185万3,000円を給付増額の見込みにより計上。一般被保険者高額療養費についても、給付費の増額見込みにより4,225万円を増額計上しているとの説明でした。主な質疑として、医療費の現状は昨年と比較してどうかに対し、令和2年度はコロナの関係で受診控えが発生し、令和2年度の伸びが令和元年度に比べて少し鈍化しているような感じだった。令和3年度についてはその反動か、伸びてきて

いる。現時点では、前年度比6%ほど一人当たりの給付費が伸びているような状況であるとの答弁でした。次に、高額療養費を計上した理由は何かに対し、特定の疾患での治療、全体としても件数、一人当たりの給付費、ともに増えている状態であり、両方の要因があつて高額療養費も伸びているのではないかと考えている。以上、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。以上報告します。

○議長（山口憲一郎議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第69号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第3、議案第69号令和3年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第70号令和3年度長与町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。ただいま議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

産業文教常任委員長。

○12番（河野龍二議員）

それでは、産業文教常任委員会に付託をされました議案第70号令和3年度長与町下水道事業会計補正予算（第2号）の審査結果を報告いたします。審査日は令和3年12月13日、吉岡委員欠席のみで、ほかの委員は全員出席の下、関係所管管理職並びに職員を招き審査を行いました。提案理由の主な内容は、第2条収益的収入及び支出において下水道事業費用を139万3,000円増額し、補正後の費用総額を9億3,953万4,000円。企業債の繰り上げ償還に伴う補償金の増額。第3条資本的収入及び支出では資本的支出を2,489万6,000円増額し、補正後の支出総額を6億685万3,000円。企業債の繰り上げ償還に伴う償還金の増額という説明の中で、平成30年度から令和元年度に繰り越した事業が、事業完了となる元年度に借り入れすべき金額を30年度の事業対象経費に含めていたため繰り上げ償還が必要になったという説明を受け、審査に入りました。主な質疑では、今回のような繰り上げ償還のケースはよくあるのかに対し、全国的に見ればあると思う。また、30年度の一部償還とあつたが全額ではないのはなぜかの質疑に対し、事業内容に該当する部分だけが対象となった。以上のような質疑が行われ、全会一致で可決すべきものと決しました。以上報告いたします。

○議長（山口憲一郎議員）



これから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第70号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第4、議案第70号令和3年度長与町下水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第71号定林橋側道橋上部工工事請負契約の締結についてを議題とします。ただいま議題とした議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

#### ○町長（吉田慎一君）

それでは議案第71号定林橋側道橋上部工工事請負契約の締結につきまして提案理由を申し上げます。本工事請負契約は12月7日に指名業者20社による指名競争入札を実施し、その結果、水口建設株式会社が5,597万9,000円で落札をしております。本工事請負契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号、及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。契約の相手方は、長崎市京泊3丁目17番38号、水口建設株式会社、代表取締役水口勝也、資本金は2,225万円でございます。工事の概要といたしましては、定林橋横に橋長39.4メートル、歩道幅員2メートルの定林橋側道橋の桁の製作及び設置を行うもので、工期につきましては令和4年3月31日までを予定しておるところでございます。なお、参考図面といたしまして平面図等を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。御参考いただきたいと思います。

以上、御審議のほどよろしく御願ひ申し上げます。

#### ○議長（山口憲一郎議員）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

八木議員。

#### ○1番（八木亮三議員）

3点ほどお伺いしたいと思います。いただいた参考図面を拝見しますと橋桁と言うか、途中でそういう橋脚のようなものは無い。図面のとおり状態で完成なのかということ。あと、町道側の横断歩道の位置がその橋の所にありますが、現在、横断歩道が役場側に移動されていると思うんですが、この図面のとおり以前の横断歩道の位置に戻るのかということ。あともう1点は、工期が令和4年3月末日ですが、不測の事態等なくこのと

おり進めば、令和4年4月から使用できるようになるのかという点をお伺いします。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

まず橋脚ですけれども、橋脚は無く、この図面のと通りの設計で行っていきます。2点目の横断歩道に関しましては現在、工事をする関係上、横断歩道の移設を一旦行っておるところで、工事が完成したら元に戻す予定です。次に工期に関しましてですけれども、不測の事態がなければ4月からの開通になるんですが、大変厳しいものと考えておるところで、できる限り早急に出来るよう工事を進めてまいりたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

堤議員。

○11番（堤理志議員）

私もこの参考図でお伺いをしたいと思うんですが、同僚議員の質問の中で橋脚は無いという御答弁だったと思うんですが、以前の資料を見たら下部工というのが載っておりました。私はてっきりこれが橋脚部分に当たるのかなと思っていたんですが橋脚無しで、桁の強度だけで左右両側に桁をかませ、それで強度的には大丈夫という理解でよろしいのかというのが1点。それから、図面見ますと有効幅員が2,000ミリメートルということですが、2,000にした理由がどういったものなのか。いろいろパターンはあったかと思うんですよ、1,500とか、2,000とか、2,500とかですね、この点を伺いたい。それから1点気になるのが、2メートルあるということになりますと、軽自動車等が誤って進入してくる恐れも少し出てくるんじゃないかなという気がして、そういったものの侵入防止対策が必要じゃないのかなという点を考えるんですが、その辺は大丈夫かどうか。それともう1点が、そこが横断歩道橋になるとしますと既存の定林橋に今、自動車と歩行者の分離する白線があるわけで、現状のままだったら、まだそこを通る人が出てくるんじゃないかと。白線の消去等々は検討する必要があるんじゃないかと思うんですが、この点をお伺いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

まず下部工ですけれども、両サイドの川の端の所に下部工を今現在発注をかけて、そこに杭を打つ計画をしております。その杭で橋台を持たせる格好で考えております。2点目の歩道の幅員が2メートルの根拠ということですが、なぜ2メートルにしたのかということまでは今持ち合わせておりませんので、後程回答させていただきたいと思えます。次に、軽自動車が入って来ないのかという点ですけれども、町道側に関しては歩道が設置をされている所に橋台がくるようになりますので、そちら側からの進入は考えては

おりません。県道側につきまして、あるのかということですが、この点につきましては、今後そういうふうに入ると感じるのかどうかという対策を考えていきたいと考えております。最後に白線につきましても消去した方が良いいということであれば消したいと考えますので、そこにつきましては今後考えていきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

幅員も、私は狭い方が良いとは一切思っておりません。例えば車椅子の方が通りながら一般の歩行者も通るといえる点で言えば、有効幅員がある方がより円滑な歩行ができるという点で問題はないと思うんですが、ただ心配なのが最近多い、車が逆走したりとか、方向を間違っていて走っていたというようなのがあちこちでニュースがあるもので、特に県道側からの進入があり得ると思うので、その対策を是非、検討するという事ですのでお願いしたい。ただ1点、例えばポールを立てるといような方法が可能だと思うんですが、そうした場合には、高齢者向けの電動車椅子とか、一般の車椅子がきちんと進入できるような幅員はきちっと確保するという点も考慮に入れる必要があるというふうに思っておりますので、その点も検討いただけるかどうか、よろしく申し上げます。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

ありがとうございます。十分に参考にして、対策に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第71号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第71号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第5、議案第71号定林橋側道橋上部工工事請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

場内の時計で10時50分まで休憩します。

(休憩 10時07分～10時50分)

#### ○議長(山口憲一郎議員)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お手元に配布のとおり、議案第72号令和3年度長与町一般会計補正予算(第10号)が提出されました。これを日程に追加し追加日程として直ちに議題としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第72号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程第1、議案第72号令和3年度長与町一般会計補正予算(第10号)を議題とします。ただいま議題としています議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

#### ○町長(吉田慎一君)

それでは早速、議案第72号令和3年度長与町一般会計補正予算(第10号)につきまして提案理由を申し上げます。今回急遽、追加議案という形で御審議をいただくことになったわけでございますけれども、これは昨日、国から臨時特別給付の取り扱いについて通知がなされたことに伴い、迅速な対応をさせていただきたく御提案するものでございます。また同じく、国の補正予算案の中に計上されております住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業につきましても、速やかな対応が求められていることから、併せて御提案をさせていただきたくものでございます。主な内容でございます。子育て世帯への臨時特別給付金として、追加支給分の5万円を先行分と合わせて一括で10万円支給するための追加の事業費と、住民税非課税世帯等に対する一世帯当たり10万円の臨時特別給付金に係る事業費を計上させていただいているところでございます。

それでは予算書の1ページをお開き願います。今回の補正は、歳入歳出それぞれ7億9,515万9,000円を追加して、補正後の総額を161億4,444万円とするものでございます。補正の主な内容につきまして、2ページからの第1表歳入歳出予算補正により御説明を申し上げます。歳入の14款国庫支出金では、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費補助金及び同事務費補助金を、また、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金及び同事務費補助金を計上いたしております。続きまして3ページをお開き願います。歳出の3款民生費に住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金及び子育て世帯臨時特別給付金の給付に係る経費を計上しておるところでございます。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金でございますけれども、これは新型コロナ

ウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が速やかに生活、暮らしの支援を受けられるように、住民税非課税世帯等に対して一世帯当たり10万円の現金を給付するものでございます。対象者は、基準日である令和3年12月10日におきまして、住民税が課税をされている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変した結果、住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯となっており、準備が整い次第、速やかに給付を開始したいと考えております。次に、子育て世帯臨時特別給付金でございますけれども、先程申し上げましたとおり、国の考え方及びその際の事務手続きにつきましての通知を受け、検討したところ、残り5万円相当のクーポンを基本とした給付につきましても、住民へ早期に給付ができる現金での給付とさせていただくこととし、先行分の5万円と合わせて10万円の現金一括での給付を行うものでございます。以上が補正予算の主な内容でございます。

議案のあとに補正予算に関する説明書を添付しておりますので、御参照の上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

金子議員。

○9番（金子恵議員）

予算書の11ページ、3款2項1目18節に関してお聞きします。今回3億4,430万円ということで、これを単純に5万円で割ると6,886世帯かと思えます。前回8号では7,496世帯、3億7,480万円ということで、普通5万円と5万円ですから同額で計上されてしかるべきものなのかなと思うんですが、この金額の違いがちょっと分からないので御説明いただきたいと思えます。児童手当の基準日が1月1日で、住所異動等の基準日が9月30日、そういうもろもろの条件が絡んでの金額の差なのか、その辺りの説明をお願いしたいと思えます。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司こども政策課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

今回の給付金の差ですけれども、主に高校生以上の数につきまして精査をさせていただき、中学生以下に兄弟がいる高校生の方や、特例給付に当たる一定以上収入がある方につきましては除かせていただいた数を計上させていただいております。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑ありませんか。

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

3点ほどお伺いしたいんですが、非課税世帯の方への給付について、まず確認ですが、

4億4,000万円という金額からいくと、10万円で割って支給見込み世帯数が4,400世帯でよろしいのかということと、対象世帯に通知する方法、子育て世帯向けのものには児童手当の対象であったり、その他で支給が可能だと思うんですが、非課税世帯の把握と通知の方法。それから、ひとり親であったり、何らかの事情で非課税世帯でさらにお子さんがいらっしゃるという家庭もおありかと思うんですが、この場合は、子育て臨時給付金と非課税世帯の給付金、両方がもらえるのかということ。最後に、先程の非課税世帯同様の状態にあるということも対象になるということでしたが、こちらはどいうふうに判断して、または通知等を周知するのか、これをお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

まず1点目の世帯数ですけども、住民税非課税世帯が4,100世帯、家計急変世帯は300世帯を想定しており、合わせて4,400世帯を想定いたしております。続きまして通知方法でございますが、非課税世帯につきましては、こちらの方で税情報等を照会しながら、対象と思われる方を確認していきながら対象者を絞って確認書を送付していきたいというふうに考えております。また、家計急変世帯につきましては自己申告となりますので、こちらの方で情報を把握することは難しいというふうに考えておりますが、例えば社会福祉協議会の方で行っております緊急小口資金であったり、そういった貸し付けを受けている方につきましては一定把握をしておりますので、そういった方を中心に、まずは告知をしていきたいと思っております。また併せて、広報等を通じて広く周知を行ってきたいと思っております。3点目に、非課税世帯の給付金と子育ての給付金が同時に受けられるかという質問かと思えますけれども、これはどちらにも対象になりますので合わせて受給できます。4点目ですけども、家計急変によって同様の状況をどのように判定をするかという御質問かと思えますけれども、こちらは令和3年1月から9月までの任意の期間を1ヶ月選定して、その状況を年間に換算して収入の状況を推計いたします。その状況をもちまして、家計急変により非課税世帯と同等の状況であるというふうに判断して、支給決定を行うという流れとなっております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

今のお答えでほとんど分かりました。今回どちらも12月24日に支給したいということで、こういうふうに急ぎで御提案があったと思うんですが、逆に言うと日があまりないことで、通知また周知が徹底できない部分もあると思うんで、当然これを過ぎても受け付けされると思うんですが、いつまで申し込めるとか、そういったのはありますか。

○議長（山口憲一郎議員）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

非課税世帯分につきましては、今から抽出を行ってまいりますので、12月24日に振り込みということは、ちょっと難しいと考えております。早急に事務を行っていくために今回予算の方をお願いしたわけでございますけれども、できるだけ早い時期に対象者を絞りまして、確認書を送付して、早急に振り込みを実施していきたいと考えております。また、家計急変世帯につきましては9月末までが申請期限というふうに国の方から通知が来ております。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑ありませんか。

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

先程の金子議員の関連なんですけども、前回の補正予算で一人当たり給付金が、3億7,480万円なんで、これを5万円で割りますと先程数字があったような7,496人になるわけです。例えば、ここにおられる人がその人数に例えたとしますね。そうしますと今度の場合に3億4,430万円を5万円で割りますと、6,886人になるわけですね。そうしますと、前回の5万円はここにおられる全員がもらおうと仮定しますと、今度の場合は、先程説明ありましたように単純に追加を5万円するだけの話なんです。事務費が若干下がっております。そうすると今度の5万円はある部分が除外をされると、何人かですね、そうしますと、ここにおる中で何人かが減るわけなんですけども、その辺りはちょっと違うんじゃないかなという感じがするんですが私の勘違いなのかですね。単純に5万円プラス5万円で10万円を支給するわけですから、ほぼ同額になったら10万円になるわけなんですけども、その辺り説明をもう1回。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司こども政策課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

前回の専決処分させていただきました給付金につきましては、時期等がちょっと早いということもありまして、児童手当を受給している中学生以下がいらっしゃる世帯と高校生のみがいらっしゃる世帯につきまして、その世帯にいる高校生全ての給付金につきまして計上させていただいております。今回の補正予算は、そこに一定めどがつきましたので、詳細な数字で計上させていただいております。給付を受ける方につきまして、今回で制限がかかったということはございません。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

同僚議員との質問と重なるんですけども、非課税世帯と同様のっていうところの確認

をさせていただきたいと思います。一つは、予算が通ると対応できるはずですけど通知を送ってそれが返ってこない、そういう申請ができないものなのか。以前、定額給付金のときは、通知がある前に自ら申し出て給付金を受けられたっていう経緯があると思うんですけども、こうした形になると通知が来てからっていうんじゃないかと、通知が来る前に申請をしての給付ができないものなのかを確認させていただきたいのと、あと周知の方法ですね。社協の緊急小口資金を借りている人が全てっていう形ではないと思うんで、状態によっては急変したという所もあると思うんで、その周知が広報でって言われましたけども、広報の1月号には間に合わないんじゃないかなという気がして。もっと周知の方法をどのような形で行われるのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。あと最後に、1月から9月の間の収入状況の月を見て、その平均でという話でありました。これは、これまでの自営業者に対する給付は前年度との比較だとか、前々年度との比較がされていましたが、これはもう比較する必要はない。その月で判断して給付がされるのか。それらはどのような形で確認されるのかですね。その収入の状況を、詳細はこれからかもしれませんけども、もし分かっていたら教えていただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

家計急変世帯につきましては早急に給付を行う必要があると考えておりますけれども、議員がおっしゃるとおり、早く振り込みを行うために早く申請をいただくべきだというふうに考えておまして、自己申告になりますので、申請の書式等が準備でき次第、受け付けを開始していきたいと考えております。しかしながら、今現在で申し上げますと、判定の方法につきまして詳しい部分がまだ提示されておりませんので、国の方の事務文書を待って適切に判断をしていきたいと考えております。次に周知につきまして、先程、広報というふうに申し上げましたけれども、当然ホームページとか、回覧板とかも通じて行っていきたいと思っておりますが、またポスティングとかも想定はされると思うんですが、早く広く、広げるのは当然かと思っておりますけれども、勘違いをされて申請の問い合わせ等が増えるのも一定想定はされますので、その辺は時期を見ながら適切に周知の方は行っていきたいというふうに考えております。3点目の家計急変世帯の収入の判定の確認についてでございますけれども、収入の種類につきましては、給与と事業収入、不動産収入、年金収入、これのみを判定をするように事務文書で来ておりますので、その収入だけに着目をして、先程申し上げた方法で算定をしていきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

松林議員。

○2番（松林敏議員）

住民税非課税世帯は4,100世帯想定しているってことだったと思うんですけど、



ちょっと自分が思っている以上に多いなと感じまして、例えば年金受給者とか、大学生のひとり暮らしもこれに当たるのかとか、その辺、何か教えていただけたらと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

年金収入の方につきましては対象となる方が非常に多いのかなと想定はしております。遺族年金を受けている方につきましては、遺族年金自体が非課税収入になりますので皆様対象になると思います。また、世帯で判定をいたしますので、世帯の中に例えば非課税者がいたとしても、課税者が1名いらっしゃる場合は対象になりません。あと、課税者に扶養されている場合、これについても対象になりませんので、その辺の判定をしながら進めていくんですけれども、4,100世帯というのは、こちらの方の推計としては若干多めに取っております。これは基準日が12月10日でございますけれども、それまでに転入をした方が700名ほどいらっしゃいますので、その人たちの収入の確認とかも行う必要もございます。なかなか事務的には煩雑な部分がありますので、若干、余裕を持たせていただきながら予算の方は組ませていただいております。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第72号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

安藤議員。

○8番（安藤克彦議員）

私は本議案に対しまして賛成の立場から討論させていただきます。大きく2つの点を申し上げたいと思います。まずは、今回の子育て世帯への給付金への判断です。選択肢の中にクーポン、現金というのがございましたが、クーポンではなく先行分と合わせて全額10万円を現金で支給するとしたことの、まず町長の、あるいは執行部の判断に敬意を表したいと思っております。私も、この問題が国会等で議論される中で、住民から相談を受けました。子どもが5名いる世帯で仮に5万円のクーポンをもらったとしても25万円。これを一定期間内で、限られた所で利用するのは「これはどうなんだろうか」と「お金の使い方としても間違っているんじゃないかな」という御意見をいただいております。

りました。という上でこのような判断になったこと、大変敬意を表したいと思います。また、前回の専決議案の際にも申しておりましたが、今回、日程が苦しい中、執行部側も努力をされ、本来の形で議会に対し、議決を求められたことに対しても敬意を表したいと思います。あとは速やかな給付により、受け取るべき方の手元に早く届くことを願っております。年末、また年度末の多忙な折、さらなる大仕事で大変とは思いますが、速やかな執行をお願いしたいと思い、賛成討論といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから追加日程第1、議案第72号令和3年度長与町一般会計補正予算（第10号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、委員会の閉会中の継続調査申し出を議題とします。

議会運営委員長、議会広報広聴常任委員長から、目下委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配布のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、今期定例会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、今期定例会において議決された議案につきまして、字句、数字、その他軽微な整理を要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することを決定しました。

閉会に当たり、町長から発言の申し出がありますので、許可します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。去る12月7日に開会していただきました令和3年第4回長与町議会定例会も本日閉会となります。各議案につき

まして慎重に御審議を賜りましたことに対しまして、心より御礼を申し上げたいと思っております。また10名の議員の皆様から一般質問をいただき、町政の発展の立場から御指摘を賜りました。重ねて感謝申し上げます。皆様からの御指摘、御指導、御提案につきましては真摯に取り組んでまいりたいと考えております。今後とも幸福度日本一のまちを目標に、職員と共に全力で取り組んでまいりますので、皆様方の御指導、御協力をよろしくお願い申し上げたいと思っております。さて、今年1年を振り返りますと、御審議をいただきました議案が72件、また延べ42名の議員の皆様方から御質問をいただいたところがございます。答弁申し上げました点につきましては誠心誠意、実現へ向けて努力をしてまいりたいと考えておりますので、今後とも御指導いただきますようお願い申し上げます。さて、世界中で新型コロナウイルスの新たな変異株、オミクロン株が急速に拡大する中、国内におきましても感染が徐々に広がりを見せており予断を許さない状況が続いておるところでございます。ワクチン接種の推進を図るなど、引き続き感染症対策に万全を期するとともに、関係機関等々連携を図りながら各種支援に取り組んでまいりたいと思っております。これから年の瀬を迎えるわけでございますが、皆様におかれましても御自愛をいただき、素晴らしい新年をお迎えいただきますよう心から御祈念申し上げます。今年一年、大変お世話になりました。心から感謝申し上げ、お礼の言葉に代えさせていただきます。誠にありがとうございます。

○議長（山口憲一郎議員）

これにて会議を閉じます。

令和3年第4回長与町議会定例会を閉会します。皆様お疲れさまでした。

（閉会 11時20分）